

道立高等学校図書館運営相談事業実施要項

1 趣旨

文部科学省から「学校図書館ガイドライン」が示されるなど、学校図書館の重要性への認識や関心の高まりを背景に、その環境整備などについて高等学校からの相談が増加している中、学校図書館の整備充実に向けた取組を促進するため、道立高等学校を対象とした学校訪問を行い、学校図書館の運営相談に応じる。

2 主催

北海道立図書館

3 対象

道立高等学校(学校図書館に携わる教職員)

4 実施方法・内容

- (1) 道立図書館職員が道立高等学校を訪問し、学校図書館運営における現状と課題の把握を行うとともに、学校図書館の環境整備や活用について相談に応じ、情報提供や助言等を行う。
- (2) 道立図書館は、道立高等学校の図書館運営に関する情報提供や助言等の方法・体制等について検証し、必要な改善等を行う。

5 実施校数

平成 30 年度は試行として3校 ※近隣校との合同実施も可能とする。

6 募集から実施決定までの流れ

- (1) 道立図書館は、各教育局を通じて実施希望校を募集する。
- (2) 実施希望校は、教育局を通じて、別紙様式1「道立高等学校図書館運営相談事業申込書」を提出する。
- (3) 道立図書館は、実施希望校と日程・会場・内容等の調整の上、実施校を決定し、教育局を通じて、希望校に対し実施の有無を通知する。
- (4) 実施希望校については、実施校以外であっても、必要に応じて電話・メール等による相談に応じ、情報提供などの対応を行う。

7 スケジュール

時 期	内 容
2 月	募 集
3 月下旬	希望校に対し、実施の有無を通知
4 月上旬	実施日程・相談内容等について、実施校と図書館との調整
4 月下旬～平成 31 年 2 月	実施校において相談事業を実施

8 利用報告書

- (1) 実施校は、事業終了後に別紙様式2「道立高等学校図書館運営相談事業利用報告書」を教育局を通じて提出する。
- (2) 上記(1)の報告書のほか、写真や新聞記事など、実施状況が把握できるものを添付する。

9 成果の普及

道立図書館は、利用報告書の内容や写真等に基づき成果報告書を作成し、ホームページで公開する。

10 その他

- (1) 職員派遣に係る旅費は道立図書館で負担する。